給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

記入例②（転勤の場合）

年度　□1．現年度　□2．新年度　　年度

「9」から始まる7桁の番号です。
（税額通知書に記載されています。）

○○○ 市区町村長殿

令和 ×× 年 ○○

税額通知書に記載された宛名番号をご記入ください。

給与支払者（特別徴収義務者）	所在地	〒 012-3456 ○○県××市△△1−2−3
	フリガナ	カブシキガイシャ　マルバツショウジ
	名称	株式会社　○×商事
	個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1（←個人番号は、左端を空欄とし右詰めで記載）

特別徴収義務者指定番号：9876543（※市区町村ごとに異なります。）

連絡先：所属　人事課人事労務係／氏名　特徴　花子／電話　000-000-0000　内線（　123　）

給与所		異動後の未徴収税額の徴収方法
宛名番号※注1	001	
フリガナ	スズキ　イチロウ	
氏名	鈴木　一郎	
生年月日	昭・平 50 年 1 月 1 日	
個人番号※注2		
受給者番号	123456	
住所	同上	

（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）−（イ）	異動年月日	異動の事由	
140,000 円	6 月から 8 月まで　35,600 円	9 月から 5 月まで　104,400 円	×× 年 8 月 31 日	2（右から番号を記入） 1．退職　2．転勤・転職　3．休職・長欠　4．死亡　5．支払少額・不定期　6．合併・解散　7．その他 その他（　）	1（右から番号を記入） 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収※注4 3. 普通徴収（本人納付）

※1月1日以降の異動の場合は一括徴収が義務付けられています。※注4

転勤等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。

1．特別徴収継続の場合

新（特別徴収義務者）勤務先

特別徴収義務者指定番号	□新規　法人番号 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
氏名又は名称	○×不動産　株式会社

「9」から始まる7桁の番号です。
※中野市から特別徴収義務者の指定を受けたことがない場合は、記入不要です。

連絡先：所属　庶務課社員係／氏名　特徴　進／電話　111-111-1111　内線（　22

新しい勤務先では、月割額　11,600　円を　9　月分（翌月10日納入期限分）から　徴収し、納入します。

給与支払者番号※注2　6543

給与所得者異動届出書の要否（既に提出済みの場合は記載不要）　2（右から番号を記入）　1．必要　2．不要

2．一括徴収の場合

理由（右から番号を記入）

1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2．異動が令和　年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月日　月　日　円　納入します。

新しい会社で特別徴収を開始する月（9月）とその月割額を記載します。

3．普通徴収の場合

理由（右から番号を記入）

1．異動が令和　年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2．令和　年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため

3．死亡による退職であるため

※市区町村記入欄

※用紙が足りない場合は、コピーしてご使用いただくか、市公式ホームページからダウンロードしてご使用ください。

御注意

1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

2 「転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「前勤務先では記載しないでください。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で記載し、新勤務先へ送付願います。

新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。

3 「受給者番号」は、納税義務者用税額通知を電子データによる受け取りを希望する事業者が付番するものです。

4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、地方税法第321条の5第2項但書により、一括徴収することが義務づけられています。（五月末日までに支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。）